

院外処方せんに関する問い合わせプロトコール

原則事項

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方せんを後発医薬品に変更できない。
- ・『含量規格変更不可』又は『剤型変更不可』の記載がある場合は、その指示に従う。

各種問合せ窓口

- ・処方内容に関する問い合わせ → 薬剤科 TEL:055-973-3934 FAX:055-973-1590
- ・保険・公費に関する問い合わせ → 医事課 [TEL.:055-973-3221](tel:055-973-3221) FAX:055-973-3404

処方変更・調剤後の連絡

後発医薬品への変更も含む変更調剤に該当するもの(①-⑤)について、変更に関する報告は不要です。ただし、(②-⑤)のうち薬剤料が高くなった場合及び(⑥-⑫)については、本プロトコールにより問合せが省略できますが、医師への報告が必要になります。必ずトレーシングレポートまたは、疑義照会票で報告してください。

疑義照会の不要例・事後報告(ただし、麻薬に関するものは除く)

- ①一包化調剤(一包化不可のコメントがある場合は除く)、一包化解除(事後報告で)
必ず疑義照会票またはトレーシングレポートを用いて、ご連絡ください。
(アドヒアランス不良等の理由があり薬剤師が必要と判断した場合のみ)
- ②残薬調整(外用剤の本数の変更も含む)。(事後報告で)
必ず疑義照会票またはトレーシングレポートを用いて、実際調剤した日数をご連絡ください。
(処方せんのコピーも合わせて)
- ③同一剤形・同一規格の銘柄変更(疑義照会不要)
例. フォサマック錠 35mg ⇒ ボナロン錠 35mg、アレンドロン酸錠 35mg(日医工)
注意:①先発品⇒先発品も可。
- ④剤形変更(安定性、利便性の向上のための変更に限る)(事後報告で)
例. タケプロンカプセル 30mg ⇒ タケプロン OD 錠 30mg
注意:・服用方法の違いや薬剤料の違いについて患者さんに説明し、同意を得た場合に限る。
・用法用量が変わらない場合に限る。
・安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行ってください。
・外用剤の剤型変更は不可(クリーム剤⇔軟膏剤等)
- ⑤別規格製剤がある場合の処方規格の変更(安定性、利便性の向上のための変更に限る)(事後報告で)
例. 5mg 錠 1 回 2 錠 → 10mg 錠 1 回 1 錠
10mg 錠 1 回 0.5 錠 → 5mg 錠 1 回 1 錠
注意:・服用方法の違いや薬剤料の違いについて患者さんに説明し、同意を得た場合に限る。
- ⑥服薬状況等の理由により、処方薬剤を半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)(事後報告で)
逆の例. ワーファリン錠 1mg 2.5 錠 ⇒ ワーファリン錠 1mg 2 錠ワーファリン錠 0.5mg 1 錠
注意:・服用方法の違いや薬剤料の違いについて患者さんに説明し、同意を得た場合に限る。

院外処方せんに関する問い合わせプロトコール

⑦シップ剤や軟膏剤での規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)(事後報告で)

例.マイザー軟膏 5g 6 本 →マイザー軟膏 30g 1 本

⑧服用歴のある配合剤が、単剤の組み合わせ(同一成分及び含量)に変更されたと判断でき、患者が希望した時に元の配合剤へ変更すること (事後報告で)

例:(薬歴上)ミカムロ配合錠 AP 1 錠

(今回処方)ミカルデイス錠 40mg 1 錠

アムロジピン錠 OD 錠 1 錠 →ミカムロ配合錠に変更可能

⑨ビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)(事後報告で)

例.(他の処方薬が 14 日処方のとき)

フォサマック錠 35mg(週 1 回)1 錠 14 日分 ⇒1 日分へ変更

⑩『1 日おきに服用』と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)(事後報告で)

例.(他の処方薬が 30 日分処方の時)フロセミド 10 mg錠 1 錠 30 日分 1 日おき → 15 日分へ変更

⑪添付文書と異なる用法

下記のとおり修正する場合は、事後報告で構いません。

例.漢方薬の食後投与 ⇒ 食前投与

例.EPA 製剤の毎食後投与 ⇒ 食直後投与

例.グーフイス錠 朝食後 ⇒ 朝食前(空腹時服用する薬剤の食後投与)

例.ボナロン錠 朝食後 ⇒ 起床時(空腹時服用する薬剤の食後投与)

疑義照会が必要例

・次回予約まで処方日数が不足する場合の処方日数の延長

(予約票による次回予約日および残薬を確認すること、また次回予約日を超える日数の延長は原則不可)

・インスリン注射針の数量変更および処方忘れ分の追加(他の処方数量の日数と合致するように変更)